

○ 電子申請後に実務経験調査書の提出ができていませんが受理されますか？

→ 不可です。

実践研修申請には、電子申請と実務経験調査書の提出の両方が必要です。どちらか一方だけでは申請は受理できません。必ず期日までに郵送してください。持参は受け付けません。また、未提出の場合でも、事務局からは連絡しませんので、御注意ください。

○ 同事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか？

→ 不可です。

同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、必ず申請者ごとに別々のメールアドレスで申請してください。

○ 申請後に申込完了通知が届きません。

→ メールアドレスが間違っている可能性、もしくは迷惑メールの対策をされている可能性があります。訂正・再申請はせず、必ず川部みどり園まで連絡してください。

○ 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な2年以上の実務とはどのような業務ですか？

→ 主に、個別支援計画の原案作成に係る業務が想定されていますが、参考資料「サービス管理責任者の実務経験」と「児童発達支援管理責任者の実務経験」一覧表にある、①相談支援業務と②直接支援業務の内容が含まれ、通算で2年以上となります。

○ 実務経験（OJT）6月以上に該当しますが、指定権者への届出ができていません。その場合でも受講はできますか？

→ 不可です。

実務経験（OJT）6月以上に該当する場合は、指定権者への届出が必要です。

また、申請には届出の写し（受理印のあるもの）が必要となります。

※やむを得ない事由によるみなし配置の場合は、当該配置を届け出たことをもって実務経験（OJT）の実施についても届け出ているものとできます。その場合は、当該配置の届出の写し（受理印のあるもの）を提出してください。

○ どのような場合、実務経験（OJT）の期間が6月以上に該当しますか？

→ 実務経験（OJT）の期間は原則2年以上ですが、例外的に6月以上が認められることがあります。

どちらの期間に該当するかについては、「(参考) サービス管理責任者研修制度変更点のポイント」にある「①実践研修の受講に係る実務経験について（別添1、別添2）」の資料を確認してください。**6月以上に該当する場合は、指定権者に届出が必要**です。

また、詳細については、「(参考) サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」を確認いただき、不明点は指定権者に確認してください。

※やむを得ない事由によるみなし配置の場合は、当該配置を届け出たことをもって実務経験（OJT）の実施についても届け出ているものとできます。

- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事したいのですが、どの研修を受講したら良いですか？
 - まずは「相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）」、次に「サービス管理責任者等基礎研修」の順番で受講してください。2つの研修を修了後、原則2年以上の実務経験（OJT）を経て、本研修「サービス管理責任者等実践研修」を受講してください。上記3つの研修修了に加え、実務要件を満たした時点で従事できます。
- 旧のカリキュラムでのサービス管理責任者等研修と、相談支援従事者初任者研修（講義部分）どちらも令和元年度までに修了済みです。令和5年度末までに更新研修を受講できませんでした。
 - 旧カリキュラムでの修了者で、令和5年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」（以下、更新研修）を受講していない場合、資格が失効しています。再度資格が必要な場合は、実践研修を受けてください。

初回の実践研修受講に限り、実務経験は問われません。次回、失効した場合は、受講開始日前5年間に2年以上の実務経験が必要となりますので、御注意ください。
- 受講決定はいつ頃行われますか？
 - 申請締切後、受講者の調整を行います。

受講の可否については、**11月14日（金）までに電子メールで通知**します。

上記までに通知が届かない場合は、必ず事務局まで御連絡ください。
- 受講予定の者が急に受講できなくなった場合、他の者に変更できますか？
 - 申請締切後はキャンセルのみ受け付けます。受講者の変更は一切受け付けません。